

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
(特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。第14号並びに次項第5号及び第6号において同じ。)につき5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(町長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間 (7)～(14) (略) (加える)	(特別休暇) 第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。 (1)～(5) (略) (6) 会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。第14号、第16号及び第17号_____において同じ。)につき5日(当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5(町長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10)を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間 (7)～(14) (略) (15) <u>生後満1年に達しない子を養育する会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間(男性会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里</u>

(加える)

親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

(16) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度につき5日（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10）を乗

(加える)

(加える)

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。）及び兄

じて得た数の時間）の範囲内の期間

(17) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(18) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子（条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項において同じ。）及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄移植若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合において、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(削る)

弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため
骨髄移植若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植
のため末梢^{しょう}血幹細胞を提供する場合
で、当該申出又は提供する場合で、
当該申出又は提供に伴い必要な検
査、入院等のため勤務しないことが
やむを得ないと認められるとき 必
要と認められる期間

(2) (略)

(3) 生後満1年に達しない子を養育す
る会計年度任用職員が、その子の保
育のために必要と認められる授乳等
を行う場合 1日2回それぞれ30分以
内の期間（男性会計年度任用職員に
あっては、その子の当該会計年度任
用職員以外の親（当該子について民
法（明治29年法律第89号）第817条の
2第1項の規定により特別養子縁組の
成立について家庭裁判所に請求した
者（当該請求に係る家事審判事件が
裁判所に係属している場合に限
る。）であって当該子を現に監護す
るもの又は児童福祉法（昭和22年法
律第164号）第27条第1項第3号の規定
により当該子を委託されている同法
第6条の4第2号に規定する養子縁組里
親である者若しくは同条第1号に規定
する養育里親である者（同法第27条
第4項に規定する者の意に反するた
め、同項の規定により、同法第6条の
4第2号に規定する養子縁組里親とし
て委託することができない者に限
る。）を含む。）が当該会計年度任
用職員がこの号の休暇を使用しよう
とする日におけるこの号の休暇（こ
れに相当する休暇を含む。）を承認
され、又は労働基準法（昭和22年法
律第49号）第67条の規定により同日
における育児時間を請求した場合
は、1日2回それぞれ30分から当該承
認又は請求に係る各回ごとの期間を
差し引いた期間を超えない期間）

(1) (略)

(削る)

(4) (略)

(5) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度につき5日（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(6) 条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められてい

(2) (略)

(削る)

(削る)

る者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（要介護者が2人以上の場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間

(7) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は 疾病

のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 常勤の職員の例により必要と認められる期間

3 第1項第6号、同項第12号及び第13号並びに前項第5号及び第6号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 （略）

（介護休暇の申出等）

第17条 第14条第2項第6号に規定する会計年度任用職員の申出は、次項から第6

(3) 会計年度任用職員が公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）

第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 常勤の職員の例により必要と認められる期間

3 第1項第6号、第12号、第13号、第16号及び第17号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、1時間。ただし、当該会計年度任用職員の1回の勤務に割り振られた勤務時間であって1時間未満の端数があるものの全てを勤務しない場合には、当該勤務時間の時間数）とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4・5 （略）

（介護休暇の申出等）

第17条 第14条第1項第18号に規定する会計年度任用職員の申出は、次項から第6

項までに定めるところによる。 2～6（略）	項までに定めるところによる。 2～6（略）
--------------------------	--------------------------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。